

# 資料 1—②

法務省と市区町村  
との情報連携等  
に関する主要論点に  
ついて  
(参考資料)  
(法務省提供資料)

外国人住民の転入届等を受け付ける市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)において、**カードリーダー/ライタを用いて行うことが想定される事務**は、次の1～3のとおり。

1 住居地情報のICチップへの**書込み**(各論1を参照)

改正入管法等の規定に基づき、市区町村の住民行政窓口において、住居地情報のICチップへの書込みを行う。

2 ICチップの**読出し**による情報確認(偽変造確認。各論2を参照)

確実な本人確認及び偽変造防止対策の観点から、市区町村の住民行政窓口において、外国人住民が提出した在留カード等のICチップ内の情報を読み出して、券面情報と相違ないか比較・確認する。

3 ICチップの**読取り**による情報活用(住民票作成支援。各論3を参照)

法務省の所管外ではあるが、市区町村窓口において外国人住民に係る住民票を作成する際、誤記載防止等の観点から、ICチップに記録された情報(氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格等)をテキストデータとして抽出・活用したいとの市区町村側の要望がある。

【上記1(書込み)に関する課題](各論1で詳述)

市区町村側の ネットワーク環境、セキュリティ・ポリシー、窓口等体制の検討状況が課題。

ICチップへの住居地情報の**書込み**については、書込み制御(権限認証)を適切に行うとの観点から**ICカード取扱端末のスタンドアローン運用が不可**。改正法施行までに全ての市区町村において必要なネットワーク等の環境が整う必要があるが、一部の市区町村ではこれら環境整備に深刻な課題を抱えていることなどから、当該**書込みの事務を改正法施行(平成24年7月頃)と同時期に運用開始するのは困難な状況**。

【上記2及び3(読出し及び読取り)に関する課題](各論2及び各論3で詳述)

上記1(書込み)と異なり、上記2及び3(**読出し及び読取り**)は**ICカード取扱端末のスタンドアローン運用も可能な事務**であることから、**改正法施行(平成24年7月頃)と同時期の運用開始が可能な状況**。他方、市区町村の住民行政窓口(支所・出張所等を含む。)において、職員に必要なカードリーダー/ライタの操作等を習得していただく必要が生じる。また、上記3(**読取り**)については、在留カード等から読み取った情報をどのように既存の住基システム(クライアント端末等)に取り込むかも課題となる。

多くの市区町村では概ね下記3要件を満たしていると考えられるが、一方で、次の課題を抱える市区町村も相当数存在するものと承知(別添資料3を併せて参照)。

1 窓口に配備される**全てのICカード取扱端末がLGWANに接続**されている必要がある。

市区町村の実状

大半の市区町村では達成されているが、一部の市区町村においては、改正法施行時までに支所・出張所等レベルで必要なネットワーク環境を整備(LGWANへの接続等)することが**予算等の理由から事実上不可能な状況**にある。

また、今後、LGWANへの接続等必要なネットワーク環境の整備を予定している市区町村においても、同環境整備が**法務省側システムの導入テスト開始時期(平成23年度下半期を予定)に間に合わないおそれ**があることから、改正法施行と同時期のシステム運用開始を遺漏なく円滑に行えるか課題が残る。

2 窓口に配備されるICカード取扱端末を上記1の形態で接続することにつき、**各市区町村のセキュリティ・ポリシーにおいて許容される必要**がある。

市区町村の実状

多くの市区町村では、現行ポリシーで対応可能又は現行ポリシーの改正により対応が可能との感触を有しているが、現行ポリシーの改正につき現時点では困難と考えている市区町村も少なからず存在。

背景として、各市区町村の個人情報保護等審議会に対し新制度への理解を深めていただく必要があるものの、実状として、新制度がある程度施行・定着しないと完全には浸透しない側面もあると認識。

3 窓口に配備されるICカード取扱端末を上記1の形態で接続する際、**各市区町村において庁内LANに係る必要な設定変更**をしていただく必要が生じる。

市区町村の実状

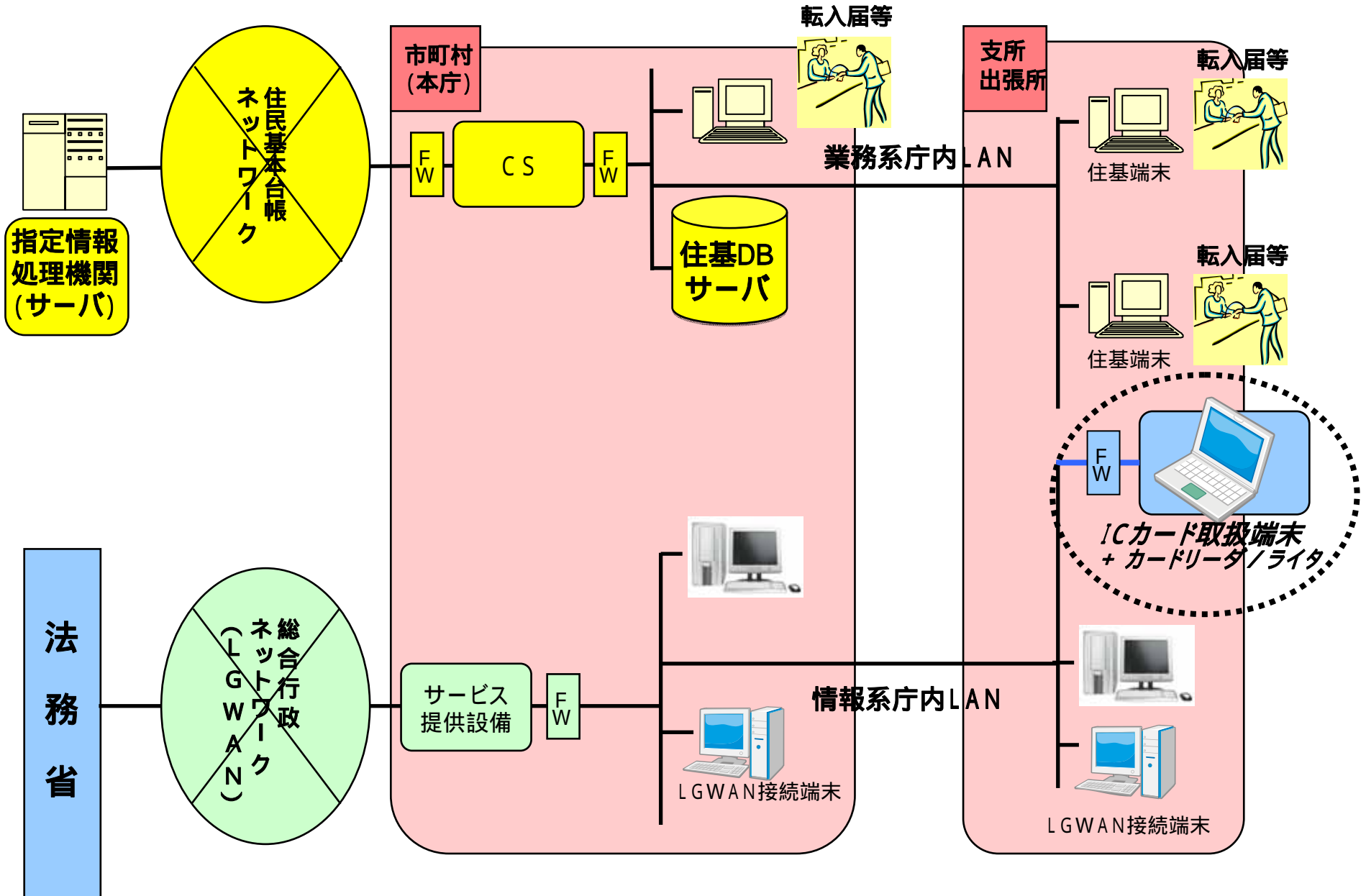
窓口体制について、現状では方針・方向性が固まっていない市区町村や、新制度がある程度定着した時期(平成25年度以降)に、窓口体制の抜本的見直しが必要と考えている市区町村が多い。

改正法施行時(平成24年7月頃)にICカード取扱端末を配布しても、平成25年度に市区町村の窓口体制の刷新が行われると、**市区町村庁内LANへの接続台数やLANの設定に大幅な異動**が生じて市区町村の負担となる。

論点2  
(各論1)

# ICカード取扱端末のLWANへの接続イメージ

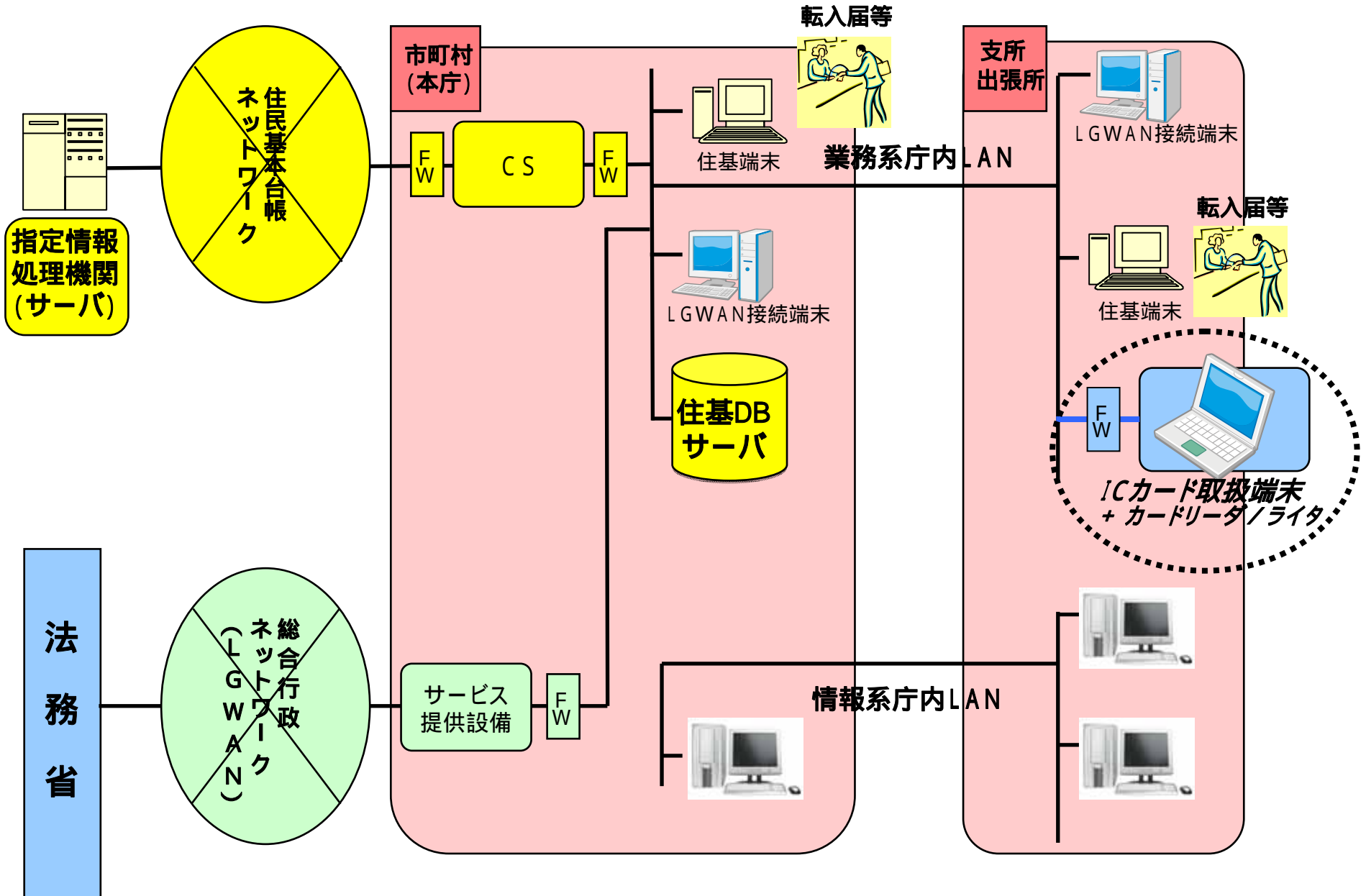
LWAN接続パターン (情報系  
庁内LANと接続している市町村)



論点2  
(各論1)

ICカード取扱端末のLWANへの接続イメージ

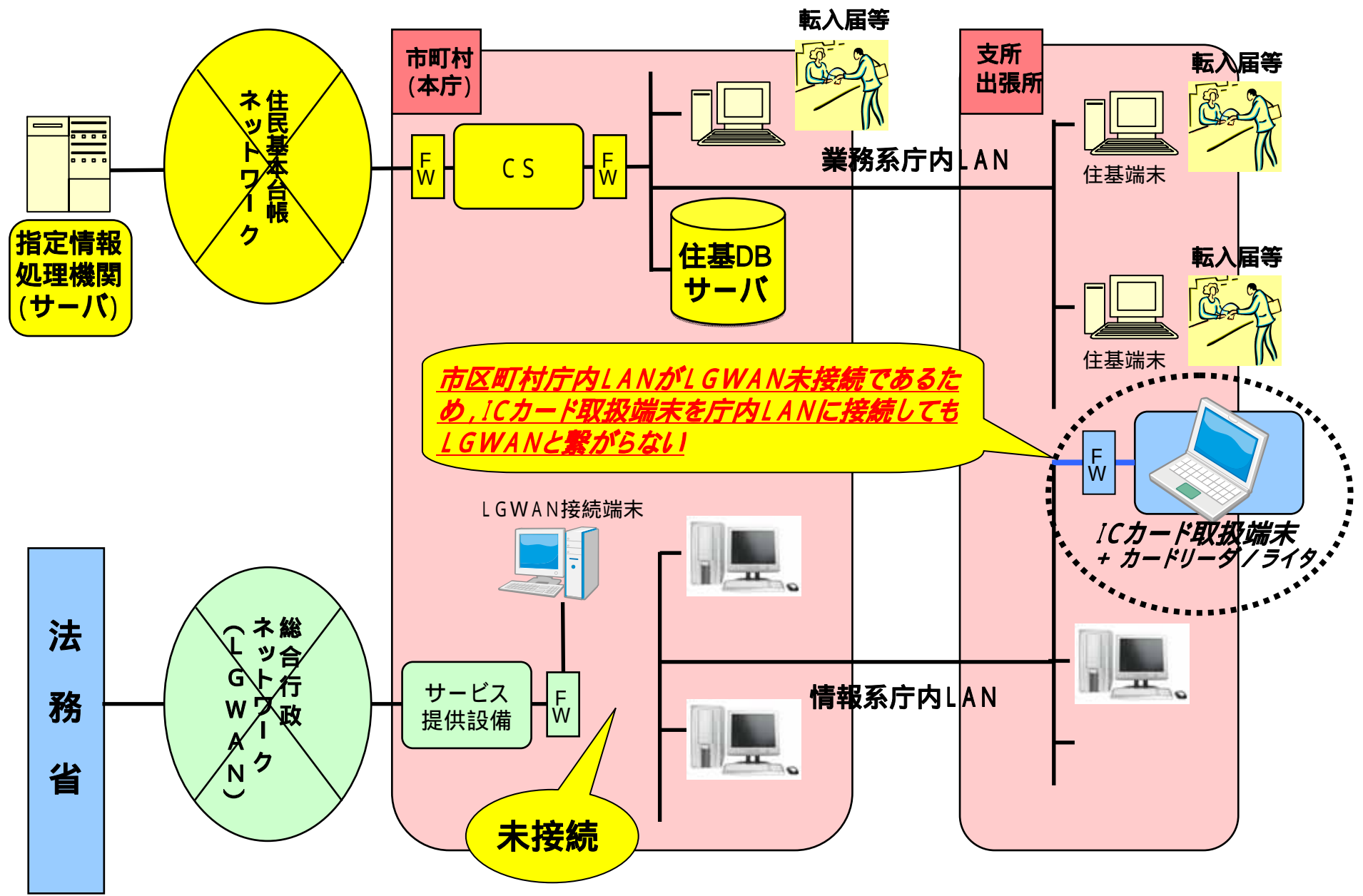
LWAN接続パターン (業務系  
庁内LANと接続している市町村)



論点2  
(各論1)

ICカード取扱端末のLGWANへの接続イメージ

LGWAN接続パターン (庁内LANと接続していない市町村)



## 住居地情報をカードIC部に記録すること等の是非に関するサンプリング調査について

### 調査の概要

#### 実施期間

平成22年8月～9月

#### 実施対象市区町村(次に掲げる73市区町村)

東京23区, 外国人集住都市会議参加市区町村

従前の法務省調査により, LGWAN未接続の支所・出張所等が存在する旨回答のあった市区町村(外国人登録者数2,000人以上の市区町村)

#### 実施方法

事前に対象市区町村に対しアンケート用紙を配布。

アンケートの回答内容を基に, 法務省から対象市区町村に適宜電話にて事情を聴取。

### 調査の目的

**論点2**(総務省「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」(第9回)資料3掲載の「論点2」(住居地情報をIC部に記録すること等の是非に関する論点)をいう。)について, **改正入管法・改正住基法施行と同時期の運用開始が可能かどうかを検討**するに当たり, 改正法施行時における市区町村の支所・出張所等における事務の在り方やネットワーク環境に関する課題等を承知するため。

## 確認事項1

改正住民基本台帳法の施行時点において、現在日本人の住民に係る転入手続を行っている支所・出張所において、外国人住民に係る転入手続を併せて行うかどうかについて。

ア(すべての支所・出張所で実施)

イ(施行時点では一部の支所・出張所で実施し、その後、他の支所・出張所を拡大)、ウ(一部の支所・出張所のみで実施)、エ(施行時点では本庁舎のみで実施し、その後、支所・出張所に拡大)

オ(本庁舎のみで実施)

67団体(注:現在支所・出張所で転入手続を行っていない6団体を除く。)

42団体  
(62.7%)

18団体  
(26.9%)

7団体  
(10.4%)

## 市区町村の主要意見(法務省から各市区町村に対し電話にて聴取)

- ・ 市民課(住民行政担当課)内で検討を進めている段階で、市(区)としての方針決定は未だ行われていない。
  - ・ 最終的には首長・議会の意向や住民のご要望も踏まえる必要がある。
  - ・ 制度の移行時期に大幅な組織・窓口の改編は難しく、平成24年度いっぱいには現在の外国人登録窓口を名称変更等によりそのまま維持・移行することを検討しているが、新制度への移行がある程度定着してきたら、組織・窓口の見直しを改めて行う必要がある。
  - ・ 支所・出張所の人員配置が課題。通訳等の確保に加え、支所・出張所の職員(嘱託・臨時職員等)への事務の周知等が課題となる。現行でもこれら窓口では複雑な事務処理をさせておらず、在留カード等の処理をさせるとなると、制度施行直後はそこまで手が回らないと考えられる。
  - ・ 施行直後は、円滑・確実な施行を優先させるとの観点から、いたずらに窓口を広げるよりも本庁舎等で正確に事務を遂行することを優先させることが適当と考えている。
- 他方、我が国への定着性の高い外国人(特別永住者等)や、複数国籍世帯の日本人世帯主などについて、転入届を本庁舎等に限定することで利便性の観点から問題がないか、検討の必要があると認識している。



## 確認事項2

改正住民基本台帳法の施行時点において、外国人住民に係る転入手続を行う予定の支所・出張所にLGWANが接続されているかどうか等について。

- 庁内LANを経由せず、LGWANがそのまま外国人住民に係る転入手続を行う予定の支所・出張所まで敷設・接続されている等
- LGWANが支所・出張所等の庁内LANに接続されており、かつ、現行のセキュリティポリシー下で住居地書込み制御端末の接続が可能
- LGWANが支所・出張所等の庁内LANに接続されているが、現行のセキュリティポリシー下では住居地書込み制御端末の接続は不可
- LGWANが支所・出張所等に接続されていない

67団体(注:支所・出張所で転入手続を行っていない6団体を除く。)

LGWANが接続され、現行ポリシーで対応可(64.2%)

課題あり(35.8%)



現行の市区町村におけるセキュリティポリシー下では住居地書込み制御端末の支所・出張所等の庁内LANへの接続は不可と回答があった市区町村の内訳

セキュリティポリシーの改正が可能との感触を持っている市区町村	10市区町村
現時点ではセキュリティポリシーの改正は困難との感触を持っている市区町村	6市区町村

LGWANが支所・出張所等に接続されていないと回答のあった市区町村の内訳

- ・ 平成24年度までにLGWANを支所・出張所等に接続することを検討 3市区町村  
(平成23年度予算要求を検討)
- ・ 現時点ではLGWANを支所・出張所等に接続する計画がない 5市区町村

(法務省から市区町村に対し電話等にて聴取)

- ・ LGWANの接続のみならず情報セキュリティ機器の更新も必要となり、数億規模の予算を要する。
- ・ 特別永住者の利便性を考慮すると、窓口を本庁舎等に制約するのは困難。

## 調査結果(まとめ)

### 確認事項1について

改正入管法・改正住基法施行時から、現行の転入届(日本人住民に係る転入届)を受け付けている支所・出張所等全てにおいて外国人住民に係る転入届を受け付けることが適当と考えている市区町村が多い。

支所・出張所等における通訳の確保や人員配置が課題と考えている市区町村が存在。他方、特別永住者を始め定着性の高い外国人や複数国籍世帯の利便性にも配慮が必要と考えている市区町村も多い。

本件について、現時点では市区町村としての方針・方向性が固まっていない市区町村が多い。また、ある程度当面の方向性を固めている市区町村においても、外国人登録制度の住民基本台帳制度への移行がある程度定着した時期(平成25年度以降)に、窓口・体制につき改めて検討が必要と考えている市区町村が多い。

### 確認事項2について

一部の市区町村においては、改正入管法・改正住基法施行時までに支所・出張所等レベルで必要なネットワーク環境を整備(LGWANへの接続等)することが事実上不可能な状況にある。

調査対象外の市区町村(登録者数2,000人未満)の中にも同様の事情を抱える市区町村が存在する可能性。

今後、改正入管法・改正住基法施行時までに支所・出張所等レベルで必要なネットワーク環境の整備(LGWANへの接続等)を予定している市区町村においても、同環境整備が法務省側システムの導入テスト開始時期(平成23年度下半期を予定)に間に合わないおそれがあることから、改正法施行と同時期のシステム運用開始を遺漏なく円滑に行えるか課題が残る状況にある。

支所・出張所等レベルで必要なネットワーク環境が整備されている市区町村においても、同市区町村が設定するセキュリティ・ポリシーとの関係で課題があると考えている市区町村が存在。

市区町村の個人情報保護等審議会又は情報システム担当者に対し本制度の理解を更に深めていただくための周知期間が必要。